

第2次中期事業計画（平成21年度～23年度）

当協会は信用保証を通じ、県内で事業を営む中小企業者の金融の円滑化と地域の発展に貢献するため、平成21年度から23年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

1 経営支援・再生支援の整備、強化

中小企業者と直に接することで問題点を探り、金融機関や関係機関と連携協調して的確な経営支援・再生支援を行います。

2 保証制度の多様化への対応

保証料の割引制度の検討、流動資産担保融資保証、一括支払契約保証、予約保証、当協会独自のエコ・サポート保証などの普及に努め、減少傾向が続いている利用企業者数の回復を図り、保証の裾野を広げるよう取り組みます。

3 政策保証の推進

全国緊急保証の制度終了まで積極的な保証推進を行います。また、セーフティネット保証を活用してきめ細かな対応を行います。

県制度融資保証は借入金利が低利固定というメリットがあることから引き続き保証推進します。

4 利便性の向上への取り組み

保証手続きの簡素化・統一化、保証審査業務の事務基準などの整備、金融機関との情報の共有化を推進します。

5 期中管理の充実・強化

関係部門が連携して情報を共有しながら適確な期中管理を行うとともに、事務手続の合理化・効率化を図ります。

期中管理の強化により延滞・事故保証債務の正常化を図るとともに、調整が不可能な中小企業者については代位弁済の早期実行に取り組めます。

6 回収の合理化・効率化

積極的な回収への取り組み、保証協会サービスの積極的活用と連携強化、回収業務の合理化と効率的管理等により回収額の最大化を図ります。

7 コンプライアンスの強化

年度毎にコンプライアンスプログラムを策定し各会議や研修を定期的実施します。またコンプライアンス取り組み状況について外部評価委員の評価を受けることとし、公的保証機関としてのコンプライアンスおよびリスク管理態勢の充実・強化を図っています。

8 その他の項目

(1) 経営管理の強化

経営計数の管理を継続しつつ将来予測を行います。また、規程・要領・内規の体系化を図り判り易く検索の容易なものとし、

(2) 電算システムの再構築

コンピュータ共同化の再考について早急な結論を求めず納得のいく方法を模索する時間の有用性も考えると、当面、当協会の独自システムを継続して再構築します。

(3) 組織の効率化と強化

より効率的で合理的な業務を行うため、人員配置を含めた組織の見直しやBPRを実践します。

(4) 人材の育成と働きがいのある職場づくり

人権擁護、法令遵守、環境保護など社会通念上必要な意識に長け、業務遂行に際しては十分な専門知識と能力を備えた職員を育成するとともに、その能力を遺憾なく発揮できる職場をつくります。

(5) 広報の充実と透明性・信頼性の確保

冊子やホームページなどで積極的に情報発信するとともに必要情報を公開します。また、外部評価委員制度の活用を継続します。